

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

(任意様式)

令和 年 月 日

労働保険特別会計 歳入徴収官 殿

局号欄

所在地

名称

代表者名

電話番号

担当者名

労働保険再確定申告理由書

今般、下記理由により労働保険料の 還付 追加納付 が判明しましたので、別添資料を添えて再確定申告いたします。

記

1.対象となる保険年度

令和

--	--

年度確定分

※1

2.再確定理由(該当する理由をチェックする。()内は再確定の対象となる保険等に○をする。)

- 雇用保険被保険者遡及適用のため(労災・雇用) ※2
- 雇用保険被保険者遡及取り消しのため(労災・雇用)
- 労働保険適用外労働者(事業主・役員・同居の家族・他)の誤算入のため(労災・雇用)
- 労働保険適用労働者の算入もれ(労災・雇用)
- 賃金集計誤り(労災・雇用)
- その他

(理由)

--

3.添付書類

(1)必ず添付するもの

- ・ 労働保険料申告書(再確定分と誤申告分の写し)
- ・ 確定保険料算定基礎賃金集計表(再確定分と誤申告分)
- ・ 誤申告となった者の対象期間の賃金台帳
- ・ 労働保険料還付請求書(還付が生じる場合)

(2) 誤申告の原因に応じ必ず添付するもの

- ・ 雇用保険取得確認通知書(写)・喪失確認通知書(写) 遡及の事実確認のため
- ・ 登記簿謄本、定款、役員会議事録 役員の労働者性確認のため
- ・ 出向契約書、人事辞令、覚書 出向労働者の確認のため
- ・ その他、労働者名簿、雇用通知書等

※1 再申告の受付は、誤った申告書を提出した日の翌日から起算して2年までとなります。(ただし、法定期限後に申告書を提出している場合の還付の起算日は6月1日となります。)

※2 雇用保険の確認申請は確認日より最大2年間遡及されますが、労働保険徴収法に基づき保険料は2保険年度徴収される場合がありますのでご注意ください。